

東京都商業教育研究会会則

- 第1条 本会を東京都商業教育研究会と呼ぶ。
- 第2条 本会の本部を会長校に置く。事務取扱は東京都検定委員会事務局に業務委託して執り行う。
- 第3条 本会は東京都内の商業に関する教育を行う高等学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、実習助手で本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。会員は希望する分科会に所属する。
- 第4条 本会は会員相互の研究を通じて商業教育の刷新復興をはかることを目的とし、次の分科会及び事務局を置く。
- 調査研修部
調査研究、教員研修、会誌
- 検定研究部
珠算・電卓、簿記、ビジネス文書、英語、情報処理、商業経済、ビジネスコミュニケーション
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
1. 商業教育の制度・内容ならびに方法の調査・研究
 2. 商業教育資料の収集・調整・発表・配付及び会員名簿の発行
 3. 商業教育に関する研究会・講演会・見学会等の開催
 4. 実業界との連携
 5. その他本会の必要と認める事業
- 第6条 本会会務を行うために次の役員を置く。
- 会 長 1名
副 会 長 若干名
委 員 長 10名程度
常任委員 若干名（各分科会事務担当者）
- 第7条 会長は本会を代表し会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
委員長は分科会を統括する。
常任委員は事業計画・事業実施・外部との連絡・庶務・会計の会務を分担してあたる。
- 第8条 役員は会長が副会長・委員長と諮り、会員の中から推薦し、その任期を1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第9条 本会に顧問及び参与を若干置く。
顧問及び参与は本会の役員会の同意により推薦される。
- 第10条 本会は年1回以上総会を開き事業の報告・決算の承認・予算の審議・役員承認・規約の変更その他重要な事項を議決する。総会の議決には出席会員の過半数の賛成を必要とする。
- 第11条 本会の経費は会員の所属校の負担金並びに補助金・寄付金などをもってまかなう。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 附則 本会則を平成23年6月24日に一部改正
附則 本会則を平成25年6月21日に一部改正